

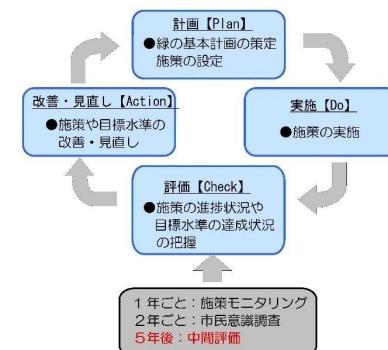
豊川市緑の基本計画 中間見直し(案)概要版

1 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に基づき策定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。また、緑の現状や緑に対するニーズを踏まえ、「緑地の保全及び緑化の目標」や「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」を示すとともに、都市公園の整備、緑地の保全や緑化の推進方策について、総合的に進めていくものです。

2 「中間見直し」の位置づけ

中間見直しは、計画に位置づけた進捗管理の方法に基づいて行います。計画改訂年次（令和2年度（2020年度）改訂／目標年次令和12年度（2030年度））の5年後である令和7年度（2025年度）において、施策の実施状況や目標水準の達成状況を把握・評価し、評価結果をもとに計画の改善・見直しを行うものです。



■計画の進行管理

3 緑の取り巻く社会的動向

(1) 国の主な動向

・都市緑地法の改正

- 令和6年（2024年）11月に、「緑の基本計画」を定める根拠法令である都市緑地法が、気候変動対策や生物多様性の確保、ウェルビーイングの向上等の課題解決に向けて一部改正されました。主な内容としては、国家的な観点から緑地の保全等を進めるための指針「緑の基本方針」の策定や、緑地の「グリーンインフラ」としての機能発揮のための施策の強化が示されています。

・グリーンインフラの推進

- 令和5年（2023年）9月に、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル・GX（グリーン・トランスフォーメーション）等の世界的潮流等を踏まえた「グリーンインフラ推進戦略2023」が公表されています。
- 令和6年（2024年）6月には、市町村がグリーンインフラの実装を戦略的に推進する観点から、緑の基本計画の策定、改定を行う際に参考となる考え方や根拠を整理した「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）」が公表されています。

（2）豊川市の主な動向

・ゼロカーボンシティ宣言

- ・豊川市は、令和6年（2024年）7月16日、2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しました。

・上位・関連計画の改訂等

- ・「第6次豊川市総合計画」、「豊川市都市計画マスタープラン」、「豊川市立地適正化計画」は、本計画と並行して改訂が進められています。
- ・「豊川市環境基本計画」は、令和7年（2025年）3月に改訂されています。

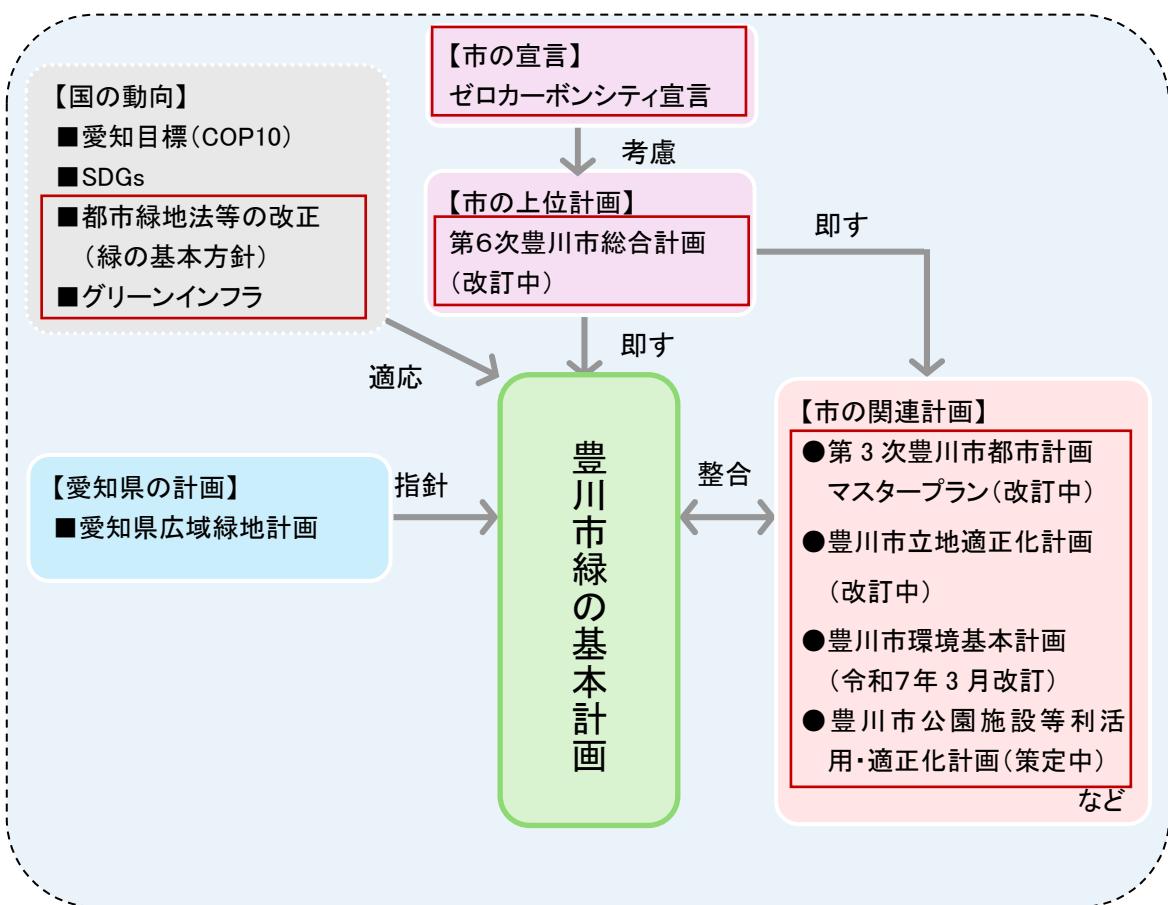
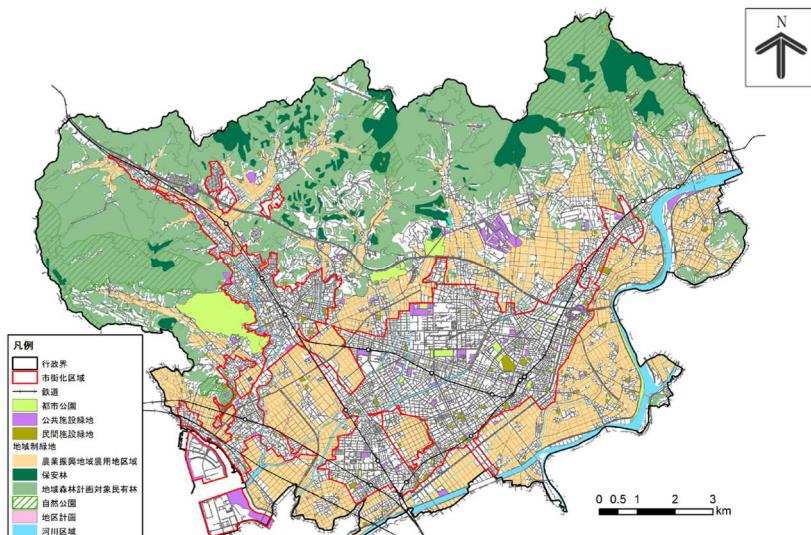


図 本計画と上位・関連計画の関係

4 豊川市の緑の現況

本市の緑地現況量は 9419.50ha であり、市域面積の 58.5%を占めています。また、令和元年度（2019 年度）と比較して、約 27.27ha 減少しています。



■図 緑の現況図（令和6年度（2024年度））

5 「中間見直し」の方針

中間見直しは、国の動向、豊川市の動向、具体施策の実施状況を主な視点として見直しを行います。

（1）「国の動向」の反映

- ・都市緑地法が、気候変動対策や生物多様性の確保、ウェルビーイングの向上等の課題解決に向けて一部改正されました。このことを受け、緑が有する防災力強化や生活環境形成、気候変動対応などの多面的な効果をインフラとして捉える「グリーンインフラ」の概念を明記するよう、基本方針や基本施策の見直しを行います。

（2）「豊川市の動向」の反映

- ・「豊川市ゼロカーボンシティ宣言」と関連して令和7年（2025年）3月に改訂した「豊川市環境基本計画 2020」との整合を考慮して基本施策の見直しを行います。
- ・現時点で改訂作業を進める「第6次豊川市総合計画」、「第3次豊川市都市計画マスター プラン」、「豊川市立地適正化計画」と整合するように基本方針や基本施策の見直しを行います。

（3）中間評価の結果の反映

- ・基本施策の実施状況や推進体制、関連する目標値の達成状況を踏まえ、基本方針や基本施策の見直しを行います。

6 中間評価

(1) 目標値の達成状況

現行計画で位置付けられている目標値のうち、「(1) 市域面積に対する緑の割合」、「(2) 緑・自然の豊かさの市民満足度」、「(6) 市民と行政が共同で管理する公園緑地の割合」、「(8) 公園の利用頻度」の4指標は、中間年次の想定値を下回っているため、目標達成に向けた見直しを行います。

表 目標値の達成状況 総括表

基本方針	指標	現行計画策定時 (令和元年度)	中間年次	目標年次 (令和12年度)	目標値の 達成状況
「基本 守る 方針」 1	(1)市域面積に対する緑の割合	58.6%	想定値(R6) 58.8%	59.0%	想定値未満
			実績値(R6) 58.5%		
「基本 創る 方針」 2	(2)緑・自然の豊かさの市民満足度	79.9%	想定値(R7) 82.1%	84.0%	想定値未満
			実績値(R7) 80.9%		
「基本 育てる 方針」 3	(3)市民1人あたりの都市公園面積	12.8m ² /人	想定値(R6) 13.1m ² /人	13.4m ² /人	想定値以上
			実績値(R6) 13.5m ² /人		
「基本 活かす 方針」 4	(4)身近に公園がある地域の割合	77.6%	想定値(R6) 78.5%	79.5%	想定値以上
			実績値(R6) 79.4%		
	(5)アドプトプログラム登録団体数	155団体	想定値(R6) 180団体	210団体	想定値以上
			実績値(R6) 185団体		
	(6)市民と行政が協働で管理する 公園緑地の割合	80.0%	想定値(R6) 80.0%	80.0%	想定値未満
			実績値(R6) 79.1%		
	(7)ワークショップを行って整備する 公園緑地の数	10箇所	想定値(R6) 14箇所	19箇所	想定値以上
			実績値(R6) 17箇所		
	(8)公園の利用頻度	70.4%	想定値(R6) 74.8%	80.0%	想定値未満
			実績値(R6) 62.2%		
	(9)公園の状況の市民満足度	58.1%	想定値(R7) 61.9%	65.0%	想定値以上
			実績値(R7) 62.9%		

(2) 施策の実施状況

基本施策の実施状況としては、全体の約8割が実施できています。未実施の施策については、取り組み内容や実施体制の見直しが必要です。

表 具体施策の実施状況

基本方針	基本施策	具体施策の実施状況		
		実施	検討中	未実施
1 守る	1-1 本市の骨格をなす山・川・海・農地の緑を守ります	17	0	0
	1-2 地域のシンボルとなる歴史の緑を守ります	4	0	3
2 創る	2-1 水と緑のネットワークを創ります	11	0	0
	2-2 身近な公園緑地を創ります	10	0	3
3 育てる	2-3 地域の拠点となる公園緑地を創ります	2	0	1
	3-1 緑に携わる人材を育てます	12	0	0
4 活かす	3-2 多様な主体の参画のための仕組みを育てます	6	1	2
	4-1 公園緑地拠点を活かします	8	0	0
	4-2 身近な公園を活かします	4	2	2
合計		74	3	11

7 現状の課題

(1) 社会的動向

・国の主な動向

■法制度

都市緑地法一部改正	気候変動対策や生物多様性の確保、ウェルビーイングの向上等の課題解決に向けて、緑地の質・量両面での確保等を推進する方針が示されました。緑地の「グリーンインフラ」としての機能の発揮を図るために施策の強化や、国家的な観点から緑地の保全等を進めるための指針として「緑の基本方針」の策定が位置づけられました。
※都市緑地法 ：「緑の基本計画」を定める根拠法令	

■その他

グリーンインフラの推進	①令和5年（2023年）9月、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル等の世界的潮流等を踏また「グリーンインフラ推進戦略2023」が公表されました。 ②令和6年（2024年）6月には、市町村がグリーンインフラの実装を戦略的に推進する観点から、緑の基本計画の策定、改定を行う際に参考となる考え方や根拠を整理した「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）」が公表されました。
-------------	---

・市の主な動向

■上位計画

第7次豊川市総合計画	令和7年度に改訂中 まちの未来像 「光・緑・人 輝くとよかわ」 「緑」は、恵みをもたらす山や田園と、豊かで美しい、住みよいふるさとを表しています。
------------	---

■関連計画

第3次豊川市都市計画マスター プラン	第7次豊川市総合計画の策定や関連計画と連携・整合を図るとともに、社会情勢の変化や現況分析結果等に対応するため改訂中です。
豊川市環境基本計画 2020 改訂 版	「豊川市ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえ、脱炭素化を目指す方向性を示す形で計画の改訂が行われました。重点プロジェクト（抜粋）として「健康的な森林の育成プロジェクト」を挙げています。
豊川市立地適正化計画	誘導区域や誘導施設の見直し、防災指針の策定等を含む内容で改訂中です。
公園施設等利活用・適正化計画	公園等の長期的に安定した維持管理や公園等の効率的な利活用を図っていくための計画として、令和7年度（2025年度）に新たに策定予定です。

(2) 中間評価からの課題

■基本方針1 守る：豊川らしい緑を守ります

(主要な施策)	課題)
・農地の緑の保全 ・景観計画の策定 ・特別緑地保全地区・保全配慮地区の指定	<ul style="list-style-type: none">・5年間で農地、森林の減少（量）しているため、農地や森林等の緑を保全するとともに、緑の適切な維持管理による「質」の向上が必要です。・緑の「質」を把握する指標として森林蓄積量のモニタリングが必要です。・歴史ある緑や、地域のシンボルとなるような緑の保全が継続して必要です。

■基本方針2 創る：市民の生活を豊かにする緑を創ります

(主要な施策)	課題)
・緑化地域の導入・緑化重点地区の指定 ・公共施設の緑化	<ul style="list-style-type: none">・緑化重点地区での緑化の推進が必要です。・緑化重点地区内にある公共施設の緑化を推進する必要があります。

■基本方針3 育てる：緑を守り育てる担い手を育てます

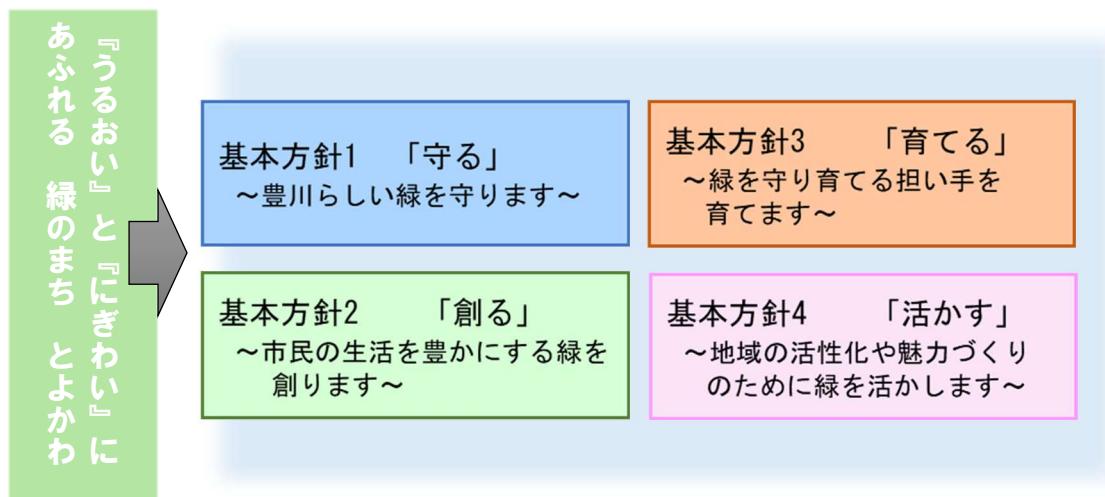
(主要な施策)	課題)
・里山管理の担い手育成 ・市民活動のPR	<ul style="list-style-type: none">・里山保全活動を行う担い手が不足しているため、担い手確保のための周知啓発や育成制度のさらなる充実が必要です。・アダプトプログラムの登録団体者や都市公園を管理する担い手の高齢化を踏まえた新たな対策を検討する必要があります。

■基本方針4 活かす：地域の活性化や魅力づくりために緑を活かします

(主要な施策)	課題)
・公園のストック再編 ・地域住民と協力した公園づくり	<ul style="list-style-type: none">・身近な公園の利用を促進するために、利用ニーズに応じた施設の再編など、魅力ある空間づくりに向けた取り組みが必要です。・利用ニーズに応じた公園の使い方ができるようなルールづくりが必要である。・幅広い世代が快適に利用できる公園等が必要です。

8 基本方針の見直し

基本方針は、国・市の動向を踏まえて表記内容を見直します。



基本方針1 守る：豊川らしい緑を守ります

北部に連なる山地や市街地を流れる河川、三河湾、農地などの、本市の特徴的な緑について、下記の内容を明記します。

- カーボンニュートラルの実現に必要不可欠な二酸化炭素の吸収源であるとともに、雨水流出抑制やヒートアイランドの緩和などの役割
- 将来にわたって市民の快適な暮らしを維持・改善するための緑の保全と適切な維持管理の推進による、緑の「質」の維持、向上

基本方針2 創る：市民の生活を豊かにする緑を創ります

- 本市の広域的・身近な緑の拠点の創出において、賑わいの創出や市民の健康増進、カーボンニュートラル実現やヒートアイランド緩和のための緑化推進を明記します。
- 緑豊かな都市づくりを念頭に、グリーンインフラとしての緑の効果に着目した各種取り組みを推進する主旨を明記します。

基本方針3 育てる：緑を守り育てる担い手を育てます

- 「市民協働」を「多様な主体との協働・連携」に記載を改めます。

基本方針4 活かす：地域の活性化や魅力づくりのために緑を活かします

- 地域の賑わい創出や、市民の健康増進、ひいてはウェルビーイングの向上に向けて、公園施設の適正配置、機能再編等を進める方針を明記します。
- 地域と協力したルールづくりなどを行い、今ある緑を活かすことで、子育て世代や高齢者をはじめとした多様なニーズの反映に努める方針を明記します。

9 基本施策の見直し

※表記方法：表記を追加した箇所を太文字で記載する。

1) 基本方針1「守る」に係る基本施策の見直し

- ◆ 「基本施策 1-1-④ 農地の緑の保全」の新規追加
市街化調整区域の農地では、生産性の向上と魅力ある営農環境づくりに向けて農業基盤整備を推進します。

- ◆ 「基本施策 1-1-⑦ 在来生態系の保全」の新規追加
在来の生態系に被害を及ぼすおそれのある、特定外来生物の防除を推進します。

- ◆ 「基本施策 1-2-④ 景観計画策定」の追記見直し
歴史の緑を本市の景観資源として活かすとともに、歴史景観の維持向上を図るため、景観計画の策定を視野に入れ、市民の意向を把握するとともに、市民の機運を高めるための働きかけを行います。****

- ◆ 「基本施策 1-1-⑤ 特別緑地保全地区・保全配慮地区等の指定」の追記見直し
歴史や文化の趣きを醸し出す社寺境内地などの重要な樹林や樹木について、市街地の貴重な緑として永続的に保全するための、所有者の意識啓発に努めるとともに、特別緑地保全地区、保存樹（林）の指定などを検討します。****

2) 基本方針2「創る」に係る基本施策の見直し

- ◆ 「基本施策 2-2-④ 公共施設の緑化」の追記見直し
緑化重点地区（八幡地区始め7地区）に設定されたエリアの公共施設において、敷地内の植栽、屋上緑化・壁面緑化、駐車場の緑化などを積極的に行いうよう、各施設の所管課に働きかけます。

- ◆ 「基本施策 2-2-⑤ 公園施設の長寿命化」の新規追加
公園等樹木長寿命化計画を策定し、公園等の樹木について、密集した樹木の間引きや適正な樹種転換を進めることで、残存樹木の健全化と長寿命化を図ります。

- ◆ 「基本施策 2-2-⑦ 緑化地域の導入・緑化重点地区的指定」の追記見直し
緑の地域間格差の是正を図るために、緑化重点地区での緑化を推進するとともに、緑地が不足している市街地などにおいて緑化地域の導入を検討します。

3) 基本方針3「育てる」に係る基本施策の見直し

- ◆ 「基本施策3-1-④ 地域森林管理の担い手育成」の追記見直し

地域森林管理の担い手である市民や事業者と連携しながら、行政として積極的に支援し、健康的な山林・里山の管理・育成を推進します。

- ◆ 「基本施策3-1-⑥ グリーンインフラに関する周知、啓発」の新規追加

グリーンインフラとしての緑の効果に対する市民の理解を高めるため、既存公園等におけるグリーンインフラ機能の「見える化」及びウェブ等による情報発信を通して、周知・啓発を図ります。

- ◆ 「基本施策3-2-② 市民活動のPR」の追記見直し

アダプトプログラムや環境保全活動を行う市民団体が相互に情報交換、交流できる交流会の開催を検討します。

4) 基本方針4「活かす」に係る基本施策の見直し

- ◆ 「基本施策4-2-① 公園のストック再編」の追記見直し

公園施設等利活用・適正化計画を策定し、都市公園や児童遊園などを含む公園施設について、子育て世帯や高齢者をはじめとした幅広いニーズに即した公園施設の適正な配置や機能の再編を推進します。

- ◆ 「基本施策4-2-② 地域住民と協力した公園づくり」の追記見直し

都市公園の利用者の利便向上のために必要な協議を行う公園活性化協議会（市、観光・商工関係団体、地元自治会、住民団体等により組織）の設置を視野に入れ、市民や関係団体の意向を把握するとともに、協議会設置の機運を高めるための働きかけを行います。